

令和7年10月19日執行

那珂川町長選挙

指定病院等における不在者投票の手引

那珂川町選挙管理委員会

は し が き

この手引は、令和7年10月19日に行われる那珂川町長選挙における、指定病院（介護老人保健施設を含む。）、指定老人ホーム、指定身体障害者更生援護施設、指定保護施設、刑事施設又は少年院（以下「指定病院等」という。）に入院加療中の者、入所中の者等で、今回の選挙の選挙権を有する者（以下「選挙人」という。）が指定病院等において行う不在者投票の方法及び当該不在者投票に関し、指定病院等において処理していただく事務について記述したものです。

本手引書を熟読いただきますとともに、ご不明の点については、那珂川町選挙管理委員会にお問い合わせいただき、適切に不在者投票の事務を取り扱われますようお願いいたします。

目 次

第1	指定病院等における不在者投票の概要	1
1	一般的事項	1
2	不在者投票に関する事項	1
第2	不在者投票管理者の職務等	3
1	不在者投票管理者とは	3
2	不在者投票管理者の主たる事務	3
3	不在者投票管理者の留意すべき事項	3
4	指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者	3
第3	指定病院等における不在者投票の方法等	4
1	選挙人に対する周知	4
2	投票用紙等の請求	4
3	投票記載場所の設備	7
4	不在者投票	8
5	投票の送付	12
6	汚破損及び残余の投票用紙等の処理	12
第4	そ の 他	13
1	候補者の氏名等	13
2	郵送料等	13
別記様式	報告書兼請求書	14
図1	不在者投票用封筒(外封筒)記載例	15
図2	不在者投票用封筒の送致用封筒記載例	15

第1 指定病院等における不在者投票の概要

1 一般的事項

(1) 選挙の期日等

今回は、那珂川町長選挙（以下「町長選」という。）が行われ、選挙の期日の告示の日は10月14日、選挙の期日（投票日）は10月19日です。

(2) 町長選において投票できる者は、次の①、②の2つの要件を満たす者です。

① 町長選の選挙権を有する者であること。

町長選の選挙権を有する者とは、10月19日（選挙の期日）現在次のいずれにも該当する者です。

ア 日本国民である者

イ 年齢満18年以上である者

ウ 那珂川町に引き続き3か月以上住所を有する者

② 10月19日現在において那珂川町選挙管理委員会（以下「町選管」という。）の選挙人名簿に登録されている者であること。

選挙人名簿に登録されている者とは、日本国民で、原則として次のいずれにも該当する者です。

ア 平成19年10月20日以前に生まれた者

イ 那珂川町に現に住所を有し、令和7年7月13日以前にその者に係る住民票が作成され（転入者については、7月13日以前に転入届がなされ）、引き続き3箇月以上住民基本台帳に登録されている者

2 不在者投票に関する事項

(1) 指定病院等で不在者投票ができる者

今回の町長選において、指定病院等の長（不在者投票管理者）が入院（所）中の選挙人の依頼により、選挙人に代わって投票用紙及び不在者投票用封筒（以下「投票用紙等」という。）を請求し、当該指定病院等の中で選挙人が不在者投票をすることができるのは、次の場合です。

① 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等の所在する投票区と異なる場合

② 選挙人の属する投票区が、当該指定病院等（刑事施設及び少年院を除く。）の所在する投票区と同じ場合は、次の者に限られます。

ア 選挙の当日、歩行が困難であると見込まれる者

イ 選挙の当日、投票区外に外出すると見込まれる者

ウ 選挙の当日、職務若しくは業務に従事すると見込まれる者、あるいは冠婚葬祭の主宰、親族の冠婚葬祭への出席が見込まれる者（行き先

は、投票区の内外を問わない。)

③ 選挙人が、刑事施設及び少年院にある場合

(2) 不在者投票のできる期間等

① 不在者投票のできる期間は、10月15日(選挙の期日の告示の翌日)から10月18日(選挙の期日の前日)までの4日間であり、不在者投票のできる時間は、この間毎日午前8時30分から午後5時までです。

② 投票用紙等の請求は、10月14日前においてもできますので、あらかじめ準備をしておき、早めに請求してください。

ただし、那珂川町選挙管理委員会委員長(以下「町委員長」という。)が投票用紙等を交付するのは、10月15日以降となりますので留意してください。

③ 投票の済んだ不在者投票は、指定病院等の長から町委員長に送致又は郵便(速達扱いとする。)によって送付することになります。

なお、送致等を受けた町委員長は、当該投票を10月19日の投票所閉鎖時刻(午後6時)までに投票所に送致しなければなりませんので、投票の済んだ不在者投票は早めに送致等をしてください。

(3) 投票用紙等

① 投票用紙は、町長選挙は白色の用紙に黒刷となっています。

② 不在者投票用封筒の印刷の色も、事務処理上の便宜から、黒刷となっています。

③ 不在者投票用封筒は外封筒と内封筒の二重制となっていますので注意してください。

第2 不在者投票管理者の職務等

1 不在者投票管理者とは

病院にあっては院長、介護老人保健施設、老人ホーム、身体障害者更生援護施設、保護施設、刑事施設及び少年院にあっては当該施設の長、留置施設にあってはその留置管理者が不在者投票管理者となります。

2 不在者投票管理者の主たる事務

- (1) 不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定をします。
- (2) 不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、第3に掲げる事務等の全般を管理執行します。

3 不在者投票管理者の留意すべき事項

不在者投票の管理執行に当たっては、次の事項に留意し、公正かつ適切な事務処理を行ってください。

- (1) 不在者投票管理者は不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をしてはならないことになっていますので、特に注意してください。

例えば、病院長が不在者投票の対象となる入院患者に対して、その診療上の影響力を利用して選挙運動をする等の行為は、一般的に違反となります。

- (2) 不在者投票は投票日の前に選挙人に投票させる制度ですので、特にその取扱いは慎重にし、あらかじめ担当事務全体の処理について計画を立て、最も適切に事務の処理ができるように検討しておいてください。
- (3) 事務の管理、執行に当たっては、投票の秘密保持を期することはもとより、絶対に選挙人に威圧を加えるようなことのないようにしなければなりません。
- (4) 不在者投票管理者、立会人及び代理投票の補助者については、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪等が適用されますので、これらの罰則に触れることのないように留意してください。

4 指定病院等の長が欠けた場合等の不在者投票管理者

指定病院等の長が候補者となった場合、外国人である場合、事故により欠けた場合等においては、病院又は介護老人保健施設にあっては、院長若しくは施設の長の職務を代理する医師又は歯科医師が、老人ホーム、身体障害者更生援護施設、保護施設、刑事施設又は少年院にあっては、その長の職務を代理する者が、不在者投票管理者となります。

第3 指定病院等における不在者投票の方法等

以下の記載は、指定病院等の長が選挙人に代わって投票用紙等を請求し、不在者投票を行う場合についての具体的な手続きを、主として記述したものです。

1 選挙人に対する周知

- (1) 指定病院等に入院（所）中の選挙人に対して、不在者投票の周知を図ってください。この際、次の（例）のような掲示表を作成し、院（所）内の適当な場所に何箇所か掲示するなど、適当な措置を講じてください。

なお、入院患者（入所者）以外の者（例えば、医師、看護師、職員、付添人など）は、この不在者投票はできないので、留意してください。

（例）

お 知 ら せ

当病院は、公職選挙法の定めるところにより入院中の方の申出により当病院内で不在者投票ができることになっています。

つきましては、来る10月19日に執行されます那珂川町長選挙の不在者投票を次により行いますので、当病院内で不在者投票を希望される入院患者の方は、事務局まで申し出てください。

1 投票日時

令和7年10月16日（木） 午前9時～午後3時

2 場 所

第1病棟第1会議室

なお、上記の投票日以外でも申出により不在者投票をすることはできませんが、事務の処理上、できる限り上記の日時に投票されるよう御協力ください。

また、投票所内には候補者の氏名等を掲示することができないことになっているため、あらかじめ候補者の氏名等を確認の上おいでくださるようお願いします。

那珂川病院長 那珂川 一郎

2 投票用紙等の請求

- (1) 選挙人は、選挙の当日（10月19日）自ら投票所に行って投票することができない場合は、当該指定病院等の長に対して投票用紙等の請求を依頼できることになっています。

なお、この依頼は、別途配付する「不在者投票用紙等請求依頼書」（下

記様式参照)に、選挙人本人に住所・氏名等を記入させることにより行うものです。

また、点字投票該当者(4の(4)の②「点字投票」)又は代理投票該当者(4の(4)の③「代理投票」)については、選挙人の依頼に基づき病院事務局等で記入しても差し支えありません。ただし、代理記入をした者の氏名を、代理記載の旨と併せて請求依頼書の余白に記載してください。

不在者投票用紙等請求依頼書

令和7年10月19日執行の下記選挙について不在者投票をしたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求を依頼します。

令和7年10月 日

住 所

氏 名

大正

昭和

年

月

日生

(男・女)

平成

不在者投票管理者 様

記

1 選挙の種類

(1) 那珂川町長選挙

2 点字投票の申立ての有無(該当する番号を○で囲むこと。)

(1) 有

(2) 無

点字で投票しようとする場合は、その旨申し立てることになっていますので、該当する番号を○で囲ませ、又は囲みます。

なお、この請求依頼書は、選挙の後も投票用紙等請求書(別紙)の用紙による不在者投票事務処理表(4の(5)「投票の事務処理」)と併せて、当分の間保存してください。

- (2) 指定病院等の長は、選挙人から(1)の請求の依頼を受けたときは(選挙人の属する投票区が指定病院等(刑事施設及び少年院を除く。))の所在する投票区と同じ場合は、第1の2の(1)②に該当する者に限る。)、直ちに町委員長に対し、「投票用紙等請求書」(下記記載例参照)を用いて、直接又は郵便(速達)によって投票用紙等の交付を請求してください。

① 当該指定病院等(刑事施設及び少年院を除く。)の所在する投票区の

区域については、町委員長が送付する資料（区域を示したもの）を参照してください。

- ② 投票用紙等の請求先は、町委員長です。

【投票用紙等請求書の記載要領】

- ① 別途配布する投票用紙等の請求書用紙は、「投票用紙等請求書」（表書）及び「（別紙）」の2種類です。
- ② 請求書用紙は、下記の「記載例」の要領で記載します。
- ③ 点字投票の申立ての依頼を受けた場合には、この請求書の「（別紙）」の「点字」欄に○の記号を記載して請求してください。
- ④ 「投票用紙等請求書」（表書）1枚及び「（別紙）」（所要枚数）をとじてください。
- ⑤ 「（別紙）」については、不在者投票事務処理用として、もう1枚を同時に作成（複写）しておいてください。

（記載例）

投票用紙等請求書

別紙記載の選挙人（〇〇〇〇 ほか〇名）は、令和7年10月19日執行の那珂川町長選挙の当日、当病院にあるため、当病院において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別紙記載の選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和7年10月〇〇日

所在地 〇〇市〇〇1丁目1番1号

病院等の名称 那珂川病院

病院長等の 院長

職・氏名 那珂川 一郎 [押印不要]

請求書作成者 総務課長

の職・氏名 〇〇 〇〇

那珂川町選挙管理委員会委員長 様

- (3) 町委員長は、指定病院等の長から②の請求を受けた場合は、選挙人名簿と対照し、当該選挙人について不在者投票の事由があると認めたときは、直ちに投票用紙等を指定病院等の長に直接又は郵便（速達）をもって送付

します。（１０月１４日前に請求を受けたものについては、直接交付する場合は、１０月１５日以後に、郵送の場合には、本町委員会の定める日以降に送付します。）

- (4) 指定病院等の長は、町委員長から投票用紙等の交付等を受けたときは、これを厳重に保管しておき、選挙人が投票する際に投票記載所において交付する取扱いとしてください。

形式上は、請求の依頼をした選挙人に対し投票用紙等（封筒は、外封筒及び内封筒）を直ちに交付し、選挙人は投票するときに改めてこれを不在者投票管理者に提示して、何も書いてないことを確認の上、投票することになっていますが、事前に投票用紙等を選挙人に交付した場合、選挙人が投票記載所以外の場所で投票用紙に候補者の氏名等を記載するおそれがあり、その場合、当該投票は無効となってしまうので上記の取扱いとするものです。

なお、町委員長から送付された投票用紙等には、外封筒表面最下部（投票区、名簿番号、男女別記載欄の下）に選挙人の氏名を鉛筆で記載しており、外封筒の中に内封筒、内封筒の中に投票用紙が入って１セットとなっています。

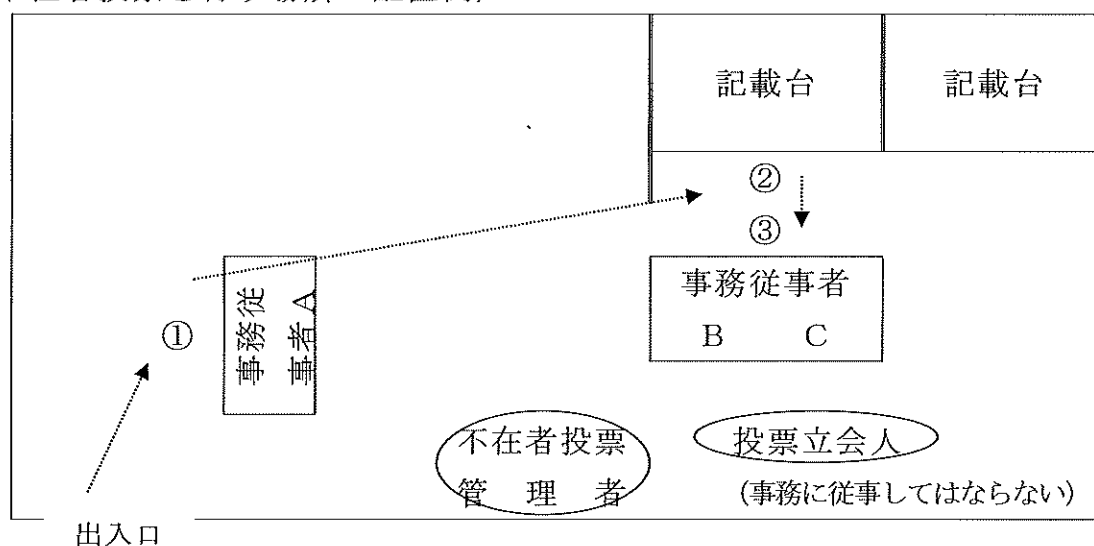
3 投票記載場所の設備

- (1) 指定病院等の長は、あらかじめ投票記載場所の設備をしておかなければなりません。この際、投票記載場所は、投票の秘密を保持し、投票における不正手段を防止するための設備をしなければならないこととされているので、指定病院等においても、市町村における投票所の記載場所と同程度の設備をする必要があります。

設備の際の留意事項及び具体的な配置例は、次のとおりです。

- ① 選挙人の多少により、事務従事者及び記載台の数は、適宜配置してください。
- ② 記載台には、それぞれ鉛筆（２本程度）を用意してください。
- ③ 記載台の前面及び側面が、外から見透せるガラス窓等である場合は、カーテン等で投票の秘密が守られるよう措置してください。
- ④ 立会人は常に１名以上着席していなければなりません。また、投票事務の補助は行ってはなりません。

(不在者投票を行う場所の配置例)



(備考) 番号及び事務従事者の記号 (A、B、C) は、「4の(3)投票の進め方」の手順の③まで及び「4の(4)③代理投票」の表記と一致している。

- (2) 指定病院等における不在者投票の場合は、投票を行う場所内に候補者の氏名等を記載したものを掲示することができないこととなっていますので、投票を行う会議室等内には、絶対にこれらの候補者の氏名等を記載した“はり紙”等を掲示しないでください。また、候補者の氏名等が記載された文書（例えば表彰状）が掲示してあるときは、撤去しておいてください。

なお、候補者の氏名等を確認したい選挙人がある場合には、投票を行う部屋の外で町選管が参考送付した氏名揭示表や新聞等で確認してもらい、再度入室させるような措置を講じてください。

4 不在者投票

- (1) 指定病院等の長は、選挙人が不在者投票を行うときは、必ず選挙権を有する者を少なくとも1人は立ち合わせなければなりません。

(注) 不在者投票管理者（管理者が不在のため事実上管理に当たっている者を含む。）及びその事務従事者（代理投票の補助者を含む。）は、立会人と兼ねることができません。

- (2) 投票は、町長選1種類の投票になります。

- (3) 投票の進め方

選挙人は、選挙の期日の前日（10月18日）午後5時までに、指定病院等の長から、原則としてその管理する投票記載場所（3の(1)で述べた場所）において、投票用紙等の交付を受け、投票を行います。具体的な投票の進め方は次のようになります。

- ① 投票用紙等の交付

ア 事務従事者 A は、選挙人に投票用紙等を交付する際に、必ず本人かどうかの確認をして、外封筒表面最下部に当該選挙人の氏名が記載されているものを交付してください。

また、交付の際には、この投票用紙には町長選挙の候補者 1 人の氏名を記載する旨を必ず説明してください。

イ 事務従事者 A は、当該選挙人に投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「レ」の記号を記載してください（「(5)投票の事務処理」参照）。

② 投票用紙等への記載等（記載台）

ア 投票用紙には、候補者 1 人の氏名を記載します。

イ 内封筒に投票用紙を入れ封をします。

なお、封筒は、封の部分のシールをはがして封をしますので、のり付けは不要です（以下同じ。）。

ウ 外封筒に内封筒を入れ封をします。

エ 外封筒の表面の「投票者」欄に署名します（図 1 参照）。

なお、点字投票の場合は、外封筒の表面の「投票者」欄に先に点字で署名し、次いで投票用紙に点字で記載します。

③ 署名及び封の確認並びに受領

ア 事務従事者 B 又は C が、投票を確認して受領します。

イ 選挙人の署名が漏れていた場合や外封筒の封がなされていなかった場合は、記載台に戻って補正させることとしてください。

④ 不在者投票管理者に関する記載等

外封筒裏面に投票年月日、（具体的な）投票場所並びに不在者投票管理者の職及び氏名を記載（ゴム印等でもよい。）してください（図 1 参照）。

⑤ 立会人の署名

外封筒裏面の「立会人」欄に投票に立ち会った立会人が署名します（図 1 参照）。なお、この署名は、投票が済んだ後、投票を行った場所内で一括して行っても差し支えありません。

（備考） 投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、必ず投票用紙等を返還させてください。

(4) 投票の記載上の留意事項

- ① 特に重病人で病院等内でも移動困難な者については、不在者投票管理者の管理及び立会人の立会いの上、病床等で投票させても差し支えありません。ただし、この場合には特に投票の秘密が侵されないように十分に配慮してください。

② 点字投票

点字投票の申立てを行った盲人である選挙人には、点字投票用の投票用紙を交付しますが、この投票用紙は、一般の投票用紙より厚い紙を使用しています。

なお、点字投票の場合は、選挙人に、まず不在者投票用外封筒に点字により署名させ、次いで投票用紙に候補者の氏名を点字により記載させ、この投票用紙を不在者投票用内封筒に入れて封をさせ、更にこれを先に点字で署名しておいた不在者投票用外封筒に入れて封をさせ、事務従事者に提出させるようにしてください。

③ 代理投票

心身の故障その他の事由のため、自ら候補者の氏名を記載することができない選挙人は、申請により代理投票を行うことができますが、具体的な手続きは以下のとおりです。

ア 代理投票を行う旨の選挙人の申請

心身の故障その他の事由のため、候補者の氏名を記載することができない選挙人は、投票用紙等の交付を受ける際に、代理投票を行いたい旨、自ら事務従事者Aに申請します。

イ 代理投票の許容

不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて代理投票の許容（代理投票の事由があると認めて、代理投票を行わせること。）の可否について決定します。

〔許容することと決定した場合には、以下の手順によります。許容しないことと決定した場合には、④の手順によります。〕

ウ 代理投票の補助者への指示

不在者投票管理者（事務従事者Aでも可）は、あらかじめ選任しておいた代理投票の補助者2人を投票所内に入れ、当該選挙人が代理投票を行う旨を伝えます。

補助者の選任は、立会人の意見を聴いて、補助者2人の承諾を得て不在者投票管理者が行います。

なお、この選任は代理投票の都度行っても、あらかじめ行っても差し支えありませんが、あらかじめ行うのが適当でしょう。また、補助者に対しては、あらかじめ（選任したとき）、代理投票の手続きについて説明を行っておいてください。

エ 投票用紙等の交付

(ア) 事務従事者Aは、補助者に対し、投票用紙等を交付します。

(イ) 事務従事者Aは、投票用紙等を交付したときは、（別紙）の「投

票事務処理欄」の当該選挙人に係る「用紙等交付」欄に「✓」の記号を記載するとともに、「代理投票補助者氏名」欄に補助者2人の氏名を記載してください（「(5)投票の事務処理」参照）。

オ 投票用紙等への記載等（記載台）

(ア) 補助者2人は、当該選挙人と記載台まで同行し、選挙人が指示する1人の候補者の氏名を1人の補助者が投票用紙に記載し、他の1人の補助者がそれを確認します。なお、選挙人に候補者の氏名を指示させるに当たっては、口頭で告げさせるのが原則ですが、選挙人の意思が確認できる限り、紙片等の提示でも差し支えありません。なお、補助者が候補者の一覧表を示すとかあるいは候補者の氏名を告げて、その中から特定の候補者を指示させるようなことはしてはなりません。

(イ) 投票用紙に記載した方の補助者は、投票用紙を内封筒に入れ封をし、更にそれを外封筒に入れ封をし、外封筒表面の「投票者」欄に当該選挙人の氏名を記載し、事務従事者B又はCは、これを確認の上、受領します。

カ 以下、前記「(3)投票の進め方」の手順④以降に同じです。

④ 代理投票の仮投票

代理投票を申請した選挙人がある場合、不在者投票管理者においてその事由がないと認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票の拒否を決定することができます。

なお、次のような状況があった場合は、町選管に照会の上、「代理投票の仮投票」を行わせることになります。

ア 不在者投票管理者が代理投票を拒否したことについて、選挙人に異議がある場合

イ 不在者投票管理者が代理投票を許容したことについて、立会人に異議がある場合

この場合は、不在者投票管理者は、投票用紙に候補者の氏名を記載した補助者（以下「代理記載人」という。）をして、外封筒表面の「投票者」欄に選挙人の氏名を記載させるほか、外封筒表面左下の「（代理投票の仮投票の場合の代理記載人）」欄に当該代理記載人の氏名を記載させることになります（図1参照）。

(5) 投票の事務処理

投票用紙等の請求を行った際に、不在者投票事務処理用としてもう1枚作成した（別紙）を利用して次の要領で投票の事務処理を行うとともに、投票の記録として当分の間保存してください。

- ① 「用紙等交付」欄の記載については、投票用紙等を交付した場合は、「✓」の記号を記載します(3)の①、④参照。)。なお、投票用紙等を交付しなかった場合は、「用紙等交付」欄に「交付せず」と記載します。また、投票用紙等を交付したが投票を行わなかった者については、投票用紙等を必ず返還させ、「✓」の記号を抹消(×印)し、「投票月日」欄に「投票せず」と記載します。
- ② 代理投票を行った場合は、代理投票の補助者2人の氏名を「代理投票補助者氏名」欄に記載します。
- ③ 代理投票の仮投票を行った場合は、②と同様補助者2人の氏名を記載するほか、投票用紙等に記載を行った補助者(代理記載人)の氏名を○で囲んでください。
- ④ 投票事務終了後、事務従事者Aが使用した(別紙)と事務従事者B及びCが使用した(別紙)の記載内容を取りまとめた不在者投票事務処理表を作成し、保存してください。

5 投票の送付

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合は、不在者投票用封筒(外封筒)の裏面に投票をした年月日及び投票の場所を記載(ゴム印等でもよい。)し、不在者投票管理者(指定病院等の長)の職氏名を記載(ゴム印等でもよい。)するとともに、立会人に署名(この場合は、必ず自書させる。)させ、記載漏れがないか等再度点検してください。

選挙人から受け取った投票は、町選管宛の封筒又は他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中している旨を明記(「不在者投票在中」と朱書する。)し、更に裏面には不在者投票管理者の職氏名を記載(ゴム印等でもよい。)して、直ちに町委員長に直接又は郵便(速達)で送付してください(図2参照)。

6 汚破損及び残余の投票用紙等の処理

- (1) 選挙人が誤って投票用紙等を汚損又は破損した場合は、町委員長に申し出て、当該汚損又は破損した投票用紙等と引き替えに、新しい投票用紙等の交付を受けてください。
- (2) 投票用紙等の請求を申し出ながら、選挙人の事情又は退院等により不在者投票を行わなかった選挙人の投票用紙等については、当該選挙人の住所及び氏名を明示する書面を添付して、町委員長に返還してください。
- (3) 投票用紙等の請求を申し出た選挙人が、投票前に他の指定病院等に移った場合にも、投票用紙等を新しい指定病院等に回付せずに、必ず町委員長に返還してください。

第4 その他

1 候補者の氏名等

指定病院等における不在者投票については、投票記載場所内での候補者の氏名等の掲示の制度がありませんが、町選管が送付した氏名掲示表を参考にして事務を進めてください。

2 郵送料等

- ① 不在者投票に要した経費（郵送料及び不在者投票事務費）は、11月7日（金）までに報告書兼請求書（別記様式）により、那珂川町長あてに報告（請求）してください。投票の送付と同時でも構いません。

〔〒324-0692 那須郡那珂川町馬頭555番地 那珂川町役場総務課あて〕

- ② 上記の経費は、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」の定めにより、不在者投票をした選挙人1人について1,236円を交付します。

(別記様式)

報 告 書 兼 請 求 書

金 円也

ただし、令和7年10月19日執行の那珂川町長選挙における不在者
投票事務に要した郵送料及び事務費

(1,236 円×不在者投票人数 人)

上記のとおり報告いたします。

令和7年 月 日

那珂川町長 様

病院等の名称

住 所 (〒)

病院等の長の

職 氏 名 ⑩

(電話 ())

※支払金融機関名 銀行 支店

(フリガナ)

口座名義

口座番号 (普・当)

報告担当者 職・氏 名	
----------------	--

(注1) (別紙) 用紙による不在者投票事務処理表の写しを併せて添付し
てください。

(注2) 病院等の名称・所在地等は、必ず正式名称等を記入してくださ
い。

(注3) 支払金融機関名が、銀行以外（農協、信組、信金等）の場合、
「銀行」の文字を二重線で訂正してください。

(注4) 口座名義は、必ず銀行等届出のとおり正確に記入してください。
また、口座名義にはフリガナを付してください。

図1

不在者投票用封筒(外封筒)

(表)

那珂川町長選挙

不在者投票
(外封筒)

速達那珂川町選挙管理委員会之印

(代理投票の仮投票の場合の代理記載人

投票者 ○○ ○○

※必ず本人に書かせること(署名)

投票区	名簿番号	男女別
		男・女

○○○○)

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いて下さい。

(裏)

※必ず記載すること。
(ゴム印可)

不在者投票管理者
選挙管理委員会委員長

投票年月日 令和七年十月十七日

投票場所 ○○病院 ○○会議室

立会人 ○○ ○○ ○○

○○病院長 ○○ ○○

図2

送致用封筒

(不在者投票用封筒を郵送又は送致するための封筒)

(表)

切手

速達※朱書すること

324-0692

那珂川町選挙管理委員会委員長 様

那須郡那珂川町馬頭五五五

「不在者投票在中」

※朱書すること(ゴム印可)。
※郵便によらない場合も必ず記載すること。

(裏)

※指定病院等の封筒でも可

※表面に記載可

※ゴム印可

代表者の職及び氏名

指定病院等の名称

指定病院等の住所

注1) 「代理投票の仮投票の場合の代理記載人」欄は、代理投票の仮投票を行った場合のみ記載する。

注2) 代理投票の場合は、投票用紙に候補者を記載した補助者が、選挙人の名前を書くこと。

